

平成 29 年 8 月 25 日

各 位

株 式 会 社 ア ク ロ デ ィ ア
代 表 取 締 役 社 長 堤 純 也
(コード番号：3823 東証マザーズ)
問 合 せ 先： 取 締 役 副 社 長 國 吉 芳 夫
電 話 番 号： (0 3) 4 4 0 5 - 5 4 6 0

株式交換による株式会社エンターテイメントシステムズの完全子会社化に関するお知らせ

当社は、平成29年8月25日開催の取締役会において、平成29年10月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、株式会社エンターテイメントシステムズ（以下「エンターテイメント社」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）に関して、平成29年9月26日に開催する臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。当社とエンターテイメント社は、それぞれの株主総会決議により承認を受けることを前提条件に、株式交換契約（以下、本件株式交換契約）を締結いたします。

記

1. 本株式交換の目的

当社グループは、インターネット技術を生かしたスマートフォン向けサービスを実現する基盤技術（プラットフォーム）の提供やコンテンツサービス（スマートフォン向けアプリやソーシャルゲームの提供）を主な事業とし、第4次産業革命とも言われるIoT※関連技術の中長期的な市場成長を見込みインターネット向けIoTシステムや今後インターネット配信が中心となってくる動画関連サービス、また子会社が行うインターネット社会に不可欠なセキュリティ関連事業等を展開し、インターネット関連事業を中心に安定的な収益確保と中長期的な成長に向けた事業基盤の確立を図っております。また、平成29年3月28日には、新たな事業展開として、株式会社渋谷肉横丁を取得し、不動産サブリース及び商標権管理の事業を開始いたしました。このような新規事業の取り込みは、スマートフォン向けソリューションの分野で培った当社のIoTやインターネット技術を最大限活用することにより、新たな分野でネットとリアルの融合を進めてシナジー効果の発揮を目指すことで事業の裾野拡大を図り、経営基盤の強化に取り組んでおります。

しかしながら、当社は、継続して純損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在し、早期の黒字化に向けさらなる抜本的な対策を講じる必要があると認識しております。

当社は、これまでに役員報酬、業務委託費をはじめとした販売管理費のリストラ策の実施、事務所の集約と移転等により、経費の削減を継続的に進めてきております。その結果、EBITDA ベースでは平成 29 年 8 月期第 1 四半期会計期間において△114 百万円であったところ、同第 2 四半期会計期間では△26 百万円と改善し、同第 3 四半期会計期間では 17 百万円と改善が継続し黒字化いたしました。しかしながら、引き続き財務基盤の改善が必要であるとともに、中長期的な成長に向けて、さらなる事業拡大を進めていくことが必要であると考えております。そのためには、新たな事業を取得し、また取得事業に当社の強みを生かした IoT、AI の技術を取り込んだサービスを加えることでシナジーを創出する事業への成長投資を実行していく必要があります。それにより他社との差別化を図り、事業の継続的な成長を促進することで、企業価値向上に取り組んでいく考えです。

このような背景の下、当社は黒字化に向けた施策の一環として、グアムで運営されているビンゴ向けのシステムを提供する GUAM ENTERTAINMENT SYSTEMS, LLC (495 BATTULO ST. YIGO Guam、代表 Taizo Takizawa、以下、「GES 社」という。)を所有する株式会社エンターテイメントシステムズ(東京都新宿区愛住町 22 番地、代表取締役 國吉芳夫、以下、「エンターテイメント社」という。)の株式交換による完全子会社化という収益事業の取得について、平成 29 年 9 月 26 日開催いたします臨時株主総会に付議することを決議いたしました。

これらの事業を取得し、また取得事業の継続的な成長を促進するために当社の強みを生かした IoT、AI の技術を取り込んだサービスをこれらの取得事業に加えることにより、大幅な付加価値の向上を図るといったシナジーの創出を実現するための成長投資を実行していく予定です。

(取得するビンゴ向けシステム事業について)

グアムでは政府公認のゲーミングとしてビンゴゲームが島民の人気を得ております。グアムではいわゆる賭博は禁止されておりますが、非営利の組織である NPO 法人などにグアム政府がビンゴゲームの許認可を発行しております。

現在、グアムでは政府公認のビンゴ施設として 5ヶ所での許認可が下りており、その許認可の一つをグアムの NPO 法人である GNGF (Guam National Golf Federation) が保有しております。

当該許認可に基づくビンゴの営業は、GNGF からビンゴの運営を委託された TTK, LLC (805 Pale San Vitores Road, Tumon Guam 96931、代表 Taizo Takizawa、以下「TTK 社」という。)により運営されております。なお、TTK 社はビンゴゲームのシステム部門を分社化することを目的として GES 社を設立しており、当該システム部門の業務を承継する予定です。

GES 社がシステム提供する対象となるビンゴ事業に関する M&A については、当社がコンサルティング契約を委託していた志賀純一郎氏から当社代表の堤が紹介を受けて提案されました。その後、当社としてグアムでの現地視察も行い検討を進める中で、売り手としては事業の 100%の売却ではなく、今後の成長を図るための経営努力をする代わりに成長利益の一部を留保するインセンティブを持つことを希望しました。一方で、当社としてはビンゴ事業という全く未知の事業を丸ごと取得するよりはシステムの利用料を収益とするビジネスモデルの方がリスクが限定的であり、当社の得意とする分野でのシナジーを出しやすいと考えました。その結果、ビンゴ事業を運営する TTK 社からシステム部門を分離し、それを当社が取得することで、両者の意向を両立できるという結論に達したため、GES 社を設立しました。当社は十分な取得資金のタイムリーな調達が難しいため、株式交換による取得を

考えておりますが、GES 社は LLC であり株式会社ではないため株式交換による取得ができません。そのため、日本法人であるエンターテイメント社を設立し、エンターテイメント社が GES 社の持分を 100%保有した上で、エンターテイメント社を株式交換により取得することといたしました。

GES 社は、TTK 社のシステム部門を分社化するために設立されました。TTK 社は現在、外部の米国企業である VKGS, LLC (以下「VKGS」という。) が提供するシステムをレンタルして利用しております。今回、GES 社は当該既存システムの契約を承継し、GES 社は TTK 社から月額固定額に TTK 社の利益に応じた額を受け取り、GES 社が VKGS にレンタルしている機材の数と売り上げに応じた利用を支払うこととなります。GES 社と VKGS 社との契約、GES 社と TTK 社との契約については、株式交換の効力発生までに完了させる予定です。当社は今後独自システムを開発して GES 社に提供する計画ですが、当面は既存システムの利用を前提とした収益事業を継続するため、まず、エンターテイメント社を取得することにより GES 社を傘下に収める考えです。

現在 TTK 社が運営しているビンゴ会場でレンタルして利用している VKGS が提供するシステムはタブレット型端末を利用したシステムとなっておりますが、この端末は特殊な専用端末となっており、ビンゴ会場でのみ使用できるように設計されたシステムであるため、システムの設置拠点でしかビンゴゲームを提供することができません。移動可能なビンゴシステムを開発することができれば、グアム島内のどこでもビンゴゲームを楽しむことができるようになり、一ヶ所のビンゴ会場での来場者からの収益だけではなく、これまでビンゴ会場を訪れることが難しかった方々にもビンゴゲームを楽しんで頂くことができ、これまでより高い収益の実現が期待できます。当社は、このような新しいビンゴシステムは、当社の持つスマートフォン向けのアプリを利用したプラットフォーム構築技術を応用することにより、十分に開発が可能であると考えております。このようなシステムが開発されれば、スマートフォン型のタブレットをインターネット技術を利用してサーバに接続することで、島内のどこにいてもビンゴゲームを楽しむことができるようになります。

当社が完全子会社化する予定のエンターテイメント社が 100%保有する GES 社は、当初、VKGS が提供するシステムを TTK 社にレンタルすることにより、TTK 社からシステムの利用料とビンゴ事業の利益からの一定割合を収益とする予定です。当社が今後開発する予定の新しいビンゴシステムを GES 社に提供し、GES 社が TTK 社にそのシステムをレンタルすることにより、TTK 社が運営するビンゴ事業がこれまでより高い収益を実現することが期待されますが、それにより、TTK 社の利益が増加し、その結果 GES 社の収益も増加することができるものと考えております。なお、アンケート回答などの際に特典を与えることで顧客情報を取得し効果的な広告宣伝効果を狙う専用アプリを開発し事業計画初年度から投入した上で、当社が新しく開発し、ビンゴ会場外でもゲームを利用できるようにする独自のビンゴシステムについては、事業計画の 3 年目からの投入を見込んでおります。

なお、エンターテイメント社、GES 社、並びに TTK 社の株主は GUAM INTERNATIONAL COUNTRY CLUB (495 Battulo Street, Dededo, Guam 96929、代表 Taizo Takizawa、以下「GICC」という。) であり、同社がこの 3 社の経営管理をしております。

当社は、エンターテイメント社の取得に向けて、対価として金銭 (50 百万円) 及び当社株式 1,100,000 株を新株として発行し交付する予定です。

(注) ※IoT：モノのインターネット（Internet of Things）。従来は主にパソコンやサーバ、プリンタ等の IT 関連機器が接続されていたインターネットに、それ以外の各種家電製品、生活環境などの情報を取得する各種のセンサー等、さまざまな“モノ”を接続する技術。

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

取締役会決議日（当社）	平成 29 年 8 月 25 日
取締役会決議日（エンターテイメント社）	平成 29 年 8 月 25 日
株式交換契約締結日	平成 29 年 8 月 25 日
株主総会決議日（エンターテイメント社）	平成 29 年 9 月 26 日
本株式交換の実施予定日（効力発生日）	平成 29 年 10 月 1 日

(注 1) 上記日程は、両社の合意により変更される場合があります。

(注 2) エンターテイメント社は、本株式交換契約について、平成29年9月26日開催の臨時株主総会において承認を受けることを予定しております。

(注 3) 本株式交換は、当社及びエンターテイメント社のそれぞれの株主総会決議により本株式交換契約が承認されることを条件としてその効力が発生します。

(2) 本株式交換の方式

当社を株式交換完全親会社、エンターテイメント社を株式交換完全子会社とする株式交換です。なお、本株式交換は、当社及びエンターテイメント社のそれぞれの株主総会決議により、本株式交換契約の承認を受けた上で、平成 29 年 10 月 1 日を効力発生日として行う予定です。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (完全親会社)	エンターテイメント社 (完全子会社)
株式交換比率	55,000	1
株式交換により発行する新株式数	普通株式 1,100,000 株	

(注) エンターテイメント社の普通株式 1 株に対し、2,500 千円と当社株式 55,000 株を交付いたします。

また、当社が本株式交換により交付する当社の普通株式については、全て、新たに普通株式 1,100,000 株を発行致します。

(4) 株式交換完全子会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

エンターテイメント社との株式交換における交換比率の算定については、当社がその公平性・妥当性を確保するために独立した第三者算定機関である株式会社 Stewart McLaren (東京都港区東麻布 1-15-6、代表取締役 小幡 治、以下「マクラレン」という。)に依頼しました。

なお、エンターテイメント社の算定に当たっては、当社グループが参画することによるシナジー効果を全く含まない状況での事業計画によるベースバリュウの算定、およびシナジー効果を見込んだ事業計画によるバイヤーズバリュウでの算定を実施した上で、ベースバリュウに対するプレミアムの妥当性をバイヤーズバリュウと比較検討した上で交換比率を決定することといたしました。なお、ベースバリュウ事業計画は独自システムの開発はしないとの前提で計画し、その結果、算定上は締結予定のビンゴシステム賃貸借契約に定める賃貸借期間である 10 年で契約が打ち切られるとの前提に立って算定しております。

マクラレンは、株式価値の算定に際して、当社の株式価値については市場株価法を、エンターテイメント社については、DCF 法を採用し、これらの評価結果を勘案した株式交換比率の算定結果を当社に提出いたしました。

マクラレンは株価値の算定に際して、エンターテイメント社が提出した事業価値算定の基礎資料及び一般に公開されている資料が正確かつ完全であることを前提としております。またマクラレンはその正確性、完全性について何ら調査、検証を実施しておらず、また調査、検証の義務を負うものではなく、これらの資料の不備や重要事実の不開示に起因する責任を負わないとのことです。また、マクラレンが算定にあたって依拠した事業計画その他の資料は、現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、マクラレンはその実現可能性を保証するものではありません。

算定の結果、ベースバリュウ事業計画に対する交換比率の算定レンジはエンターテイメント社株式 1 株につき、当社株式 33,047 株～39,144 株との算定結果となっております。また、バイヤーズバリュウ事業計画に対する交換比率の算定レンジはエンターテイメント社株式 1 株につき、当社株式 49,751 株～81,727 株との算定結果となっております。

当社は、マクラレンから提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、各社の財務状況、業績動向等を勘案の上、エンターテイメントの株主である GICC 社の代表である Taizo Takizawa 氏との間で真摯に協議・交渉を行いました。その結果、前述「2. 本株式交換の要旨 (3) 本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率で両者は合意しております。

この交換比率はベースバリュウ事業計画に対する算定レンジには入っておらず、算定レンジに対するプレミアムはエンターテイメント社株式 1 株あたり、当社株式 15,856 株～21,953 株となっており、ベースバリュウ事業計画に対する株価に対して 40%～66%のプレミアムとなっております。しかしながら、このような高いプレミアムとなるのは、ベースバリュウ事業計画は、当社とのシナジーを前提としない計画であるために、独自システムによる増収効果は全く織り込むことができず、しかも TTK 社との契約が 10 年で打ち切られるとの前提に立っているためであります。一方で、バイヤーズバリュウで算定したレンジに対しては算定レンジ内にあり、その下限から 16%となる、中央値よりもかなり低い位置にある比率となっております。そのため、当社とのシナジーを前提とした独自システムの開発により、当社が同社の価値を高めていくことで、買収価格を超える価値を創出していくことができるものと考えております。また、当初から大きなキャッシュフローを生み出す同社の事業を取得することは、当社が目指

す早期の黒字化にあたっては重要な意味を持つと考えております。

これらの状況を総合的に検討し、両者で合意した交換比率は、ベースバリュアの算定レンジには入っていないものの、バイヤーズバリュアで見ると合理的な交換比率の範囲であるといえること、また、バイヤーズバリュアで算定したレンジに対しては下限から 16%の位置にある比率となっており、レンジの中では低めの比率であり、バイヤーズバリュアでの計画で前提としているシナジー効果を発揮することで算定レンジに対して中央値よりも有利な交換比率となることから、妥当な効果比率であり、それぞれの株主の利益に資するものであると判断しました。

(2) 算定に関する事項

①算定機関の名称並びに当社及びエンターテイメント社との関係

算定機関の名称：株式会社マクラレン

当社及びエンターテイメント社との関係：マクラレンは、当社、エンターテイメント社から独立した算定機関であり、当社及びエンターテイメント社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

②算定の概要

マクラレンは、当社の株価の算定方法としては、東京証券取引所市場マザーズに上場しており市場株価が存在することから、市場株価法を採用して平成 29 年 8 月 24 日を算定基準日とし、基準日の東京証券取引所マザーズ市場における当社株式の終値 340 円、ならびに算定基準日の直近 1 ヶ月、直近 3 ヶ月、直近 6 ヶ月の各取引日における終値平均値 338 円、337 円、322 円を交換比率算定の基礎としております。

また、マクラレンは、エンターテイメント社の株式は上場されておらず、市場株価が存在せず市場株価法は使用できないことから、企業の将来の事業活動の状況を評価に反映するために DCF 法を採用し、算定を行いました。

TTK 社の株主である GICC が作成した事業計画を前提として、マクラレンは、DCF 法による算定過程で、次のように事業計画を見積もっております。

ベースバリュア事業計画

(単位：円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	以降平成 38 年度まで
売上高	76,727,023	76,070,743	76,070,743	76,070,743	77,892,880	76,070,743
税引後 営業利益	38,497,651	38,057,943	38,057,943	38,057,943	38,969,552	38,057,943

バイヤーズバリュア事業計画

(単位：円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	以降
売上高	99,066,082	98,394,082	131,076,935	162,011,522	192,946,110	136,698,946
税引後 営業利益	43,504,833	43,054,593	71,741,547	92,467,720	113,193,893	72,792,517

3 年目以降、GES 社が提供する独自システムによって、ビンゴ会場外での利用、および他店への導入等による売り上げの増加を見込みます。

マクラレンがDCF法に基づき算定したエンターテイメント社の株主価値の評価結果は次のとおりとなりました。

ベースバリュース事業計画に対する株式価値

274 百万円～302 百万円（1 株当たり換算価値は 13,736 千円～15,119 千円）

バイヤーズバリュース事業計画に対する株式価値

388 百万円～576 百万円（1 株当たり換算価値は 19,415 千円～28,847 千円）

また、市場株価法によって算出された当社株価の算定レンジは 322 円～340 円となりました。さらに、エンターテイメント社の株主の意向により、株式交換の対価の一部として 50 百万円を交付することとしたことを勘案した結果、交換比率の算定レンジはエンターテイメント社株式 1 株につき、ベースバリュース事業計画に対する算定結果としては、当社株式 33,047 株～39,144 株との算定結果となっております。また、バイヤーズバリュース事業計画に対する算定結果としては、当社株式 49,751 株～81,727 株との算定結果となっております。

（3）上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、当社が上場廃止となる見込みはございません。

（4）公正性を担保するための措置

当株式交換は、当社については会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易株式交換の手続きに基づきますが、株主の意思確認のため当社の株主総会決議を前提として、エンターテイメント社についても株主総会決議により承認を受けることを前提条件に、当社とエンターテイメント社との間で株式交換契約（以下、本件株式交換契約）を締結いたします。

4. 本株式交換の当事会社の概要

（1）本株式交換の当事会社の概要

	当社 (完全親会社)	エンターテイメント社 (完全子会社)
(1) 名称	株式会社アクロディア	株式会社エンターテイメントシステムズ
(2) 所在地	東京都新宿区愛住町 22 番地	東京都新宿区愛住町 22 番地
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 堤 純也	代表取締役社長 國吉芳夫
(4) 事業内容	スマートフォン向けサービス・ソリューションの提供等	ビンゴシステムの開発・提供・運用保守
(5) 設立年月日	平成 16 年 7 月 12 日	平成 29 年 8 月 9 日
(6) 資本金	828 百万円	1 百万円 (平成 29 年 8 月 25 日現在)

(7) 発行済株式総数	19,166,093 株 (平成 29 年 5 月末日現在)	20 株				
(8) 決算期	8 月 31 日	8 月 31 日				
(9) 従業員数	117 名 (平成 29 年 5 月末日現在)	0 名 (平成 29 年 8 月 9 日現在)				
(10) 主要取引先	GMO ゲームセンター株式会社、 KDDI 株式会社、エヌ・ティ・ティ・ ソルマール株式会社、 Google, Inc.、他	—				
(11) 主要取引銀行	みずほ銀行、三井住友銀行、 三菱東京 UFJ 銀行	東日本銀行				
(12) 大株主及び持ち株比率	田邊勝己 (6.57%) 堤純也 (2.56%) KDDI(株) (2.50%) 日本証券金融(株) (2.19%) (株)バンダイナムコホールディングス (1.74%) (平成 29 年 2 月 29 日現在)	Guam International Country Club, INC. (100%)				
(13) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	該当事項はありません。				
	人的関係	当社取締役副社長 國吉芳夫が当該会社の代表取締役であります。				
	取引関係	該当事項はありません。				
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。				
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態 (百万円)						
決 算 期	当 社			エンターテイメント社		
	平成 26 年 8 月期	平成 27 年 8 月期	平成 28 年 8 月期	平成 26 年 8 月期	平成 27 年 8 月期	平成 28 年 8 月期
純 資 産	33	—	350	—	—	—
総 資 産	1,140	—	1,169	—	—	—
1 株当たり純資産 (円)	1.24	—	20.73	—	—	—
売 上 高	3,204	1,514	2,280	—	—	—
営 業 利 益	△387	△866	△330	—	—	—
当期純利益	△430	△748	△504	—	—	—
1 株当たり当期純利益 (円)	△35.53	△54.66	△34.02	—	—	—
1 株当たり配当金 (円)	—	—	—	—	—	—

(注)エンターテイメント社は平成 29 年 8 月 9 日に設立した会社であるため、確定した最終事業年度はありません。

なお、参考数値としては、当該会社の保有する GES 社の分社元である TTK 社が委託され運営している
ビンゴ事業の業績概要は以下のとおりです。

ビンゴ事業 (平成 28 年 6 月～平成 29 年 5 月までの事業業績)

売上高 7,028 千米ドル

営業利益 178 千米ドル

(2) 株式交換当事会社の実態

当社は、株式交換当事会社であるエンターテイメント社の株主である GICC と直接面談・ヒアリングを実施し、株式交換の対価交付先である GICC が暴力団等とは一切関係がないことを聴取しております。また、第三者調査機関であるレストルジャパン 21 株式会社（東京都千代田区岩本町 1-6-7、代表者石井 健）に調査を依頼いたしました。そして、同社の保有する一般的に入手することが不可能な反社関係情報が蓄積されたデータベースとの照合等による調査を行った結果、現時点において、割当予定先に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。加えて、当社が独自に行ったインターネット検索による割当予定先に関する報道や評判等の調査結果も踏まえて、当社は、割当予定先が特定団体等と関わりがないものと判断しております。

以上により、当社は当株式交換当事会社、当事会社の役員又は主要株主について、反社会的勢力との関係がないものと判断しております。

5. 本株式交換後の状況

(1) 名称	株式会社アクロディア
(2) 所在地	東京都新宿区愛住町 22 番
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 堤 純也
(4) 事業内容	スマートフォン向けサービス・ソリューションの提供
(5) 資本金	現時点においては確定しておりません。
(6) 決算期	8月31日
(7) 純資産	現時点においては確定しておりません。
(8) 総資産	現時点においては確定しておりません。

【本株式交換及び、第三者割当により発行される新株式及び第 9 回新株予約権権利行使後の大株主及び持株比率】

募集前（平成 29 年 5 月 31 日現在）		募 集 後	
田邊 勝己	16.32%	田邊 勝己	28.54%
堤 純也	2.30%	片岡 剛	6.74%
KDDI 株式会社	2.24%	上田 和彦	4.66%
日本証券金融株式会社	1.97%	Guam International Country Club, INC.	3.71%
株式会社バンダイナムコホールディングス	1.57%	StarGate	2.32%
GMOクリック証券株式会社	1.00%	堤 純也	1.48%
ジョー ケビン	0.68%	KDDI 株式会社	1.45%
株式会社 SBI 証券	0.67%	日本証券金融株式会社	1.27%

仲西 敏雄	0.60%	株式会社バンダイナムコホールディングス	1.01%
ネクスト・イト株式会社	0.60%	GMOクリック証券株式会社	0.65%

- (注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成29年2月28日現在の株主名簿を基に、第8回新株予約権の一部行使により平成29年4月6日において主要株主となった田邊勝己氏の所有株数を反映したうえで、持株比率を修正しております。田邊氏の保有株式数については4月10日提出の大量保有報告書の数値とし、発行済株式数については平成29年5月31日現在の株式数19,166,093株としております。
2. 今回の割当予定先以外の株主（新株式発行前からの株主）の所有議決権数の割合については、平成28年2月28日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。
3. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成29年9月27日を効力発生日とする「第三者割当により発行される新株式及び第9回新株予約権の募集」による発行株式数及び潜在株式数をすべて加算したうえで、平成29年10月1日を効力発生日とする本株式交換後の株式数を算出しております。第9回新株予約権につきましてはすべて行使された場合の株式数として算出しております。
4. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

6. 会計処理の概要

本件統合に伴う会計処理は、企業結合会計基準における「取得」に該当し、のれんが発生する見込みですが、発生するのれんの金額及び会計処理につきましては、現時点では確定しておりません。

7. 今後の見通し

本件統合による業績への影響については、現在精査中であり、今後、公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

以 上